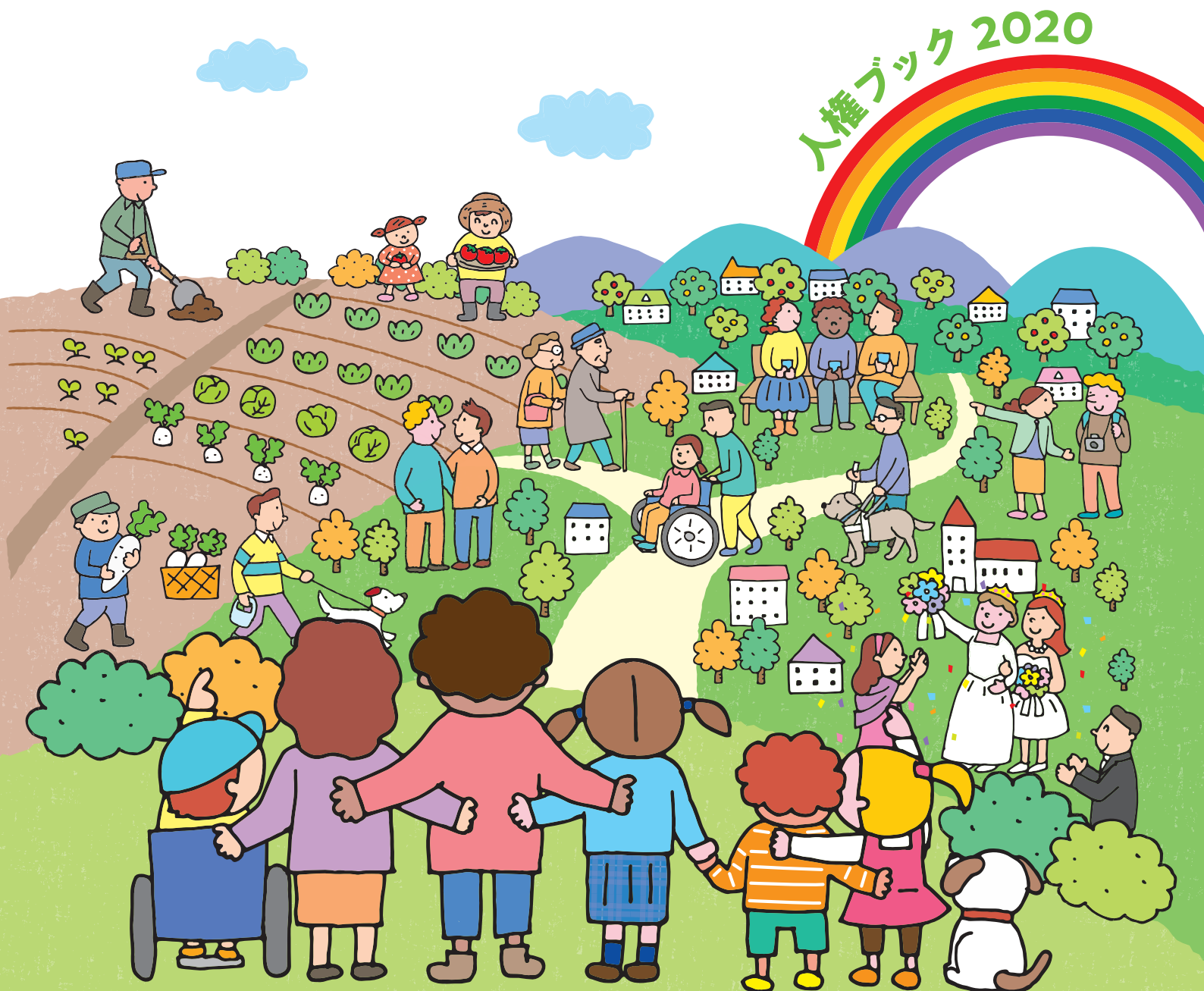


「それは 私・・・」

小さな声にも耳を傾け 誰もが生きやすい社会へ

人権ブック 2020



発行: 全国農業協同組合中央会
監修: (公財) 人権教育啓発推進センター
<http://www.jinken.or.jp>

どんな人も尊重されて生きられる、 そんな社会の実現のために 人権があります。

何年か前のドラマ等を見た時、当時は普通に受け止められていたであろう登場人物の発言に、「あれ？」という違和感を感じる事はありませんか？

その理由は、時代を経て、日常的な場面で多様な人の人権を考えたり話したりする機会が増えて、人権への関心が高まったからかもしれません。

「人権」というテーマを大仰^{おおぎょう}に掲げなくても、自分なりにできることを考え、身近な問題にも気づく習慣が、暮らしに少しずつ定着し始めています。

古い価値観でつくられた社会が、新しい社会へと変化していく過渡期にあることを、多くの人が感じ取っているからではないでしょうか。

多様な人が集う社会で私たちはどう変化し行動をしたらいいのか、考えてみましょう。



※これらのワードがどこかのページに出てきます。探してみてくださいね。

誰もが生きやすい新たな人権社会へ。 私たちは変わります。

過去に学ぶ

多くの命と人権が蹂躪^{じゅうりん}された戦争の反省から生まれた世界人権宣言。かつて日本にも同様の人権問題がありました。根拠のない不合理な差別が続く同和問題（部落差別）、民族としての誇りを否定され同化を強いられたアイヌの人々、不平等を肯定した人種差別や在日外国人への偏見等、一部は今も未解決のままです。過去の過ちに学び、その教訓をより良い社会づくりへ生かしましょう。

今を知る

不当な差別や弱い立場に置かれた人が身近に存在する事に気づき、問題を解決しようとする動きが少しずつ広がっています。#MeToo 運動をはじめマタハラ、パワハラ等のハラスメントや、障がいのある人の入店や乗車の制限等、何らかの我慢を強いられてきた人たちが NO と意思を表し、賛同する人たちと共に時代に即した新しい価値を創造しようとしています。

未来を作る

女性、若者、高齢者、外国人、LGBT、障がいのある人等を含めた多様な個性が共存して力を発揮する社会をダイバーシティ社会といいます。ダイバーシティ社会から生まれる創造性や多彩な能力が社会の活力源となり、暮らしを豊かにする事が期待されています。社会の多様化を阻む偏見や差別を許さず、様々な声に耳を傾け、すべての人の人権を守る社会を未来の子どもたちへ引継ぎましょう。



あなたは

マジョリティですか？ マイノリティですか？



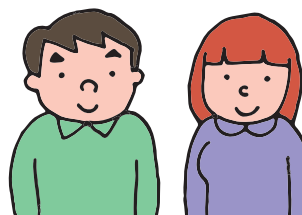
約 40%の生活者が
「暮らしにくさ」を感じている、
そんな調査結果があります。^(※1)

自分は「マジョリティ(多数派)」だと漠然と思っている人にも、「マイノリティ(少数派)」の生きにくさを感じた経験があるはず。部下だから、女性だから、子どもだから、歳を取ったから、結婚してないから... 場面によって少数派にも多数派にもなりうる私たちは、誰もがマイノリティであるともいえるのです。その気づきをさらに深い理解へつなげて、マイノリティが軽んじられる事の無い社会をつくるための、正しい知識と学びが私たちに必要です。

(※1)「みんなのダイバーシティ調査」電通ダイバーシティ・ラボ/2020 プロデュースセンター 2017 年

身近にいるマイノリティの人々。 それぞれが思う「生きやすい社会」とは。 LGBT について考えてみる。

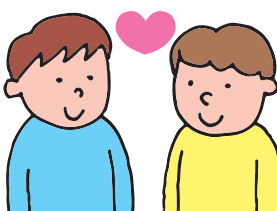
最近よく耳にする「LGBT」という言葉。皆さんは性の多様性について考えた事がありますか。性の多様性を理解するために、性的指向と性自認という要素を考えてみましょう。性的指向とは、「どの性を好きになるか」です。異性を好きになる人だけでなく、同性を好きになる人もいますし、異性も同性も好きになる人も、またどちらの性も恋愛対象にならない人もいます。性自認は「自分の性をどう感じているか」です。「こころの性」ということもあります。それが生物学的な性(からだの性)と一致していない人もいます。このように様々な性のあり方が存在しているのが分かります。なかには差別や偏見により何十年も苦しみ続けている人もいます。その多様性を理解して受け入れる事が、誰もが生きやすい社会のスタートです。



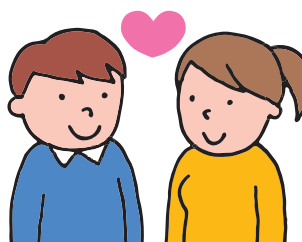
からだの性
生物学的な性別



こころの性
自分が思う自分の性別



恋愛対象の性
好きになる相手の性別



日本人の約 6 割が知っている、 聞いたことがある、「LGBT」という言葉。

LGBT とは次の単語の頭文字を組み合わせた言葉で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を表す言葉としても使われています。

L: レズビアン(女性の同性愛者)

G: ゲイ(男性の同性愛者)

B: バイセクシュアル(男女の両性愛者)

T: トランスジェンダー(身体的な性別と心の性別が異なる人)

●同性婚に「賛成」は 78.4% (※2)

日本では同性同士の婚姻が法的に認められていません。申請書や履歴書等の性別欄の多くは男か女しか選べません。こうした事が LGBT が一般から外れた「普通じゃない」人たちであるような印象を与え、偏見や差別を生む一因となっています。多様性を認める心を育てると同時に、LGBT の人々の尊厳や、権利を守る社会の在り方を考えてみてください。

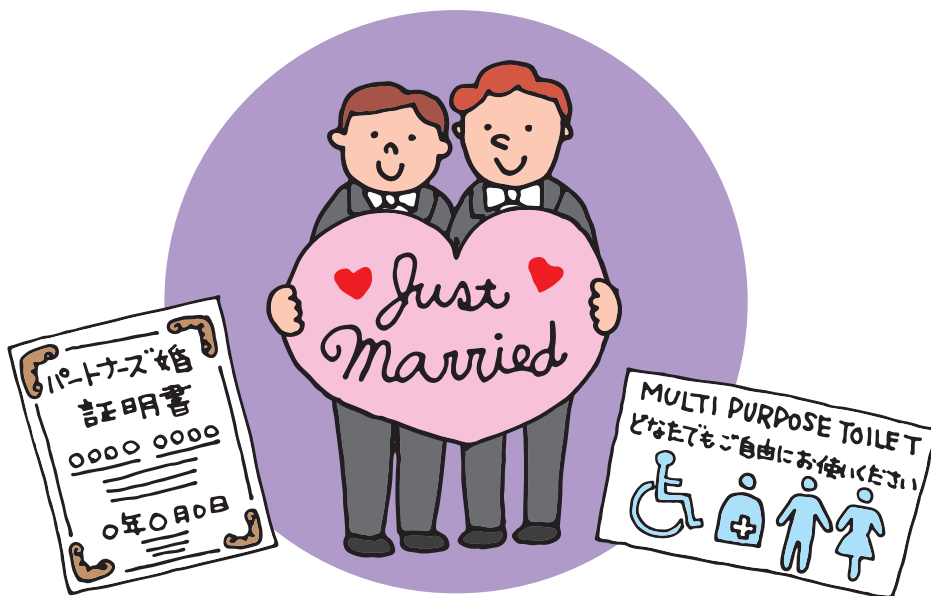
(※2) 「LGBT 調査 2018」電通ダイバーシティ・ラボ 2018 年

●LGBT は日本人口の約 8.9% (※3)

「左きき」の割合とほぼ同じ

その一方で、自分の生活圏には「いない」と多くの人が思っています。なぜなら自分が LGBT であることを公表している人が極めて少ないからです。「いない」のではなく「見えない」のです。ですから、見えなくてもそこに「いる」という気持ちを常にもって配慮を心がけるべきなのです。

(※3) 「LGBT 調査 2018」電通ダイバーシティ・ラボ 2018 年



●パートナーシップ制度を制定する自治体が増えている

同性カップルを結婚に相当する関係と承認して、地方自治体が証明書を発行するパートナーシップ制度。企業の福利厚生等で、同性カップルに法律婚カップルと同じ各種制度が適用されているところもあります。住宅ローンや保険の契約が法律婚夫婦と同じ待遇になったり、投票所入場券や入学願書から性別欄が廃止されたり等、一部の既存制度には、変化の兆しも見え始めています。

●トイレや更衣室等をめぐる議論

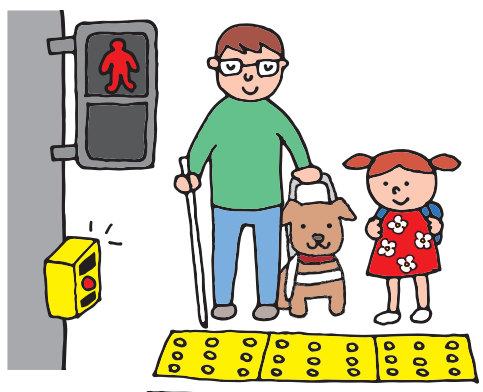
職場や公共の場のトイレや更衣室、健康診断等を利用する際にかかる困難やストレスの軽減は、トランスジェンダーの人々が日々直面する課題です。常にマイノリティが身近にいるのだと思ってください。そしてみんなが「嫌な思い」をしなくて済むよう、配慮や工夫が足りているか、利用表示やマナー等の再確認をする事が大切です。

●男の子は青で女の子は赤？ 古い価値観の押しつけはいらない

時代に合わなくなった古い意識や習慣ではなく、自分らしさを大切にする新しい価値観で物事を選択したり、提供したりされたりすることが増えていませんか。誰かの押しつけではなく自分の意思で選び行動する機会は、すべての人に与えられるべきもの。そんな気づきと新しい価値観による行動が、セクシュアル・マイノリティへのサポートとなります。



障がいのある人もない人も一緒に暮らし働く社会



●国民の14人に1人が障がいのある人

誰もが自分らしく生きるには、さまざまな人と人との相互理解が必要です。日本は今、約7.4%の人が何らかの障がいをもって暮らしています(※4)。お互いをもっとよく知ること、必要な時に必要な支援を円滑に行えるようになります。障がいのある人も地域で普通に暮らせる社会を目指すノーマライゼーションの理念を広めていきましょう。

(※4) 内閣府 障害者白書平成30年版

●合理的配慮って何？

車いすのユーザーに高い所の物を取って手渡ししたり、視覚障害のある人に説明書を読み上げたり等、障がいのある人からサポートを求められた時に、負担が重すぎない範囲で対応することを合理的配慮といい、職場においてはその提供が事業主の義務となっています。自分とは違う誰かの視点で考えて行動することがよりよい職場づくりにも役立ちます。

内閣府 合理的配慮サーチ具体例データ集

※ 障害の種別や生活の場面から事例を探すことができます。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>



同和問題(部落差別)解決のために、私たちがやるべきこと



●正しい理解が大切

歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人が今も日常生活で差別を受けている同和問題。その解決は国民的な課題でありながら、約17.7%の人が、「部落差別等の同和問題を知らない」と答えています(※5)。同和問題について正しい知識を持つことはとても大切なことです。結婚や就職で差別をしない、差別につながる身元調査をしない等、具体的な課題を意識して、一日も早い解決を目指しましょう。

(※5) 内閣府 人権擁護に関する世論調査(平成29年10月調査)

●えせ同和行為に「NO」

同和問題を口実に、企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求めるえせ同和行為が、同和問題の解決を阻む大きな要因になっています。違法・不当な要求で最も多いのは「機関紙・図書等物品購入の強要」で、「単なる言いがかり・無理難題」も少なくありません。えせ同和行為には、行政機関と連携して排除を心がけ、不当な要求にはき然とした態度をとる事などが必要です。

※「えせ同和行為対応の手引」はこちらからダウンロードできます。
<http://www.moj.go.jp/content/001290968.pdf>



13 の人権の課題

人権とは、私たちが人間らしく生きるための権利で、すべての人に共通して備わっている権利です。国籍、人種、性別、セクシュアリティなどの違いを超えて、すべての人の人権を尊重し合い、私たちが取り組むべき人権問題に気づきましょう。

高齢者

高齢者が豊かな知識と経験を基に社会に貢献し、生き生きと暮らせる社会をつくるために、理解と共感をさらに深めましょう。高齢者を大切にする心を地域に育て、詐欺商法の被害や介護施設等における虐待、家族等からの虐待などの人権問題を未然に防ぎましょう。

女性

男女の役割を固定的に捉える古い意識が、家庭や職場にさまざまな男女差別を生む原因になっています。女性というだけで社会参加や就職の機会が制限されることがあってはなりません。男女が平等に能力と個性を発揮できる社会を、共につくっていきましょう。

子ども

虐待やいじめなど、子どもが被害者となる痛ましい事案が後を絶ちません。子どもは社会の希望、未来の力です。すべての子どもには人権を尊重され、社会に守られて健康に生きる権利があります。私たちには、子どもの人権を守り、健やかな成長を支援する責任があります。

障がいのある人

職場や店舗、サービスなどの場で、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生できる社会を実現させましょう。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技会の開催に向けて進められている施設や交通機関のバリアフリー化の流れを、身近な地域へも広げていきましょう。

アイヌの人々

アイヌの人々独自の豊かな文化が、かつての同化政策などの影響により、十分な保存・伝承が図られていないと言われている状況にあります。アイヌの人々への正しい理解・知識を共有して、依然として存在する偏見や差別の解消に取り組み、アイヌ文化の復興に配慮していきましょう。

外国人

日本に暮らす外国人が増え続けるなか、入店・入居の拒否や差別的労働環境、ヘイトスピーチなど外国人をめぐるさまざまな人権問題が発生しています。文化の多様性を認め合って外国人の生活習慣を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮しましょう。

犯罪被害者等

犯罪被害者とその家族は犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件後も興味本位のうわさや中傷による名誉毀損、プライバシー侵害などの問題を抱える場合があります。被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すためには、その状況への理解と配慮が必要です。

同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は、日本固有の重大な人権問題です。国や地方公共団体の対策によって環境などの物的な基盤は改善しましたが、差別や偏見から生じる同和地区（被差別部落）や同和地区出身者への人権侵害は今もなくなりません。同和問題を正しく理解し、差別が解消される社会を実現させましょう。

HIV感染者・ハンセン病患者等

感染症への誤った認識から、日常生活や職場などで差別やプライバシー侵害の問題が起きています。エイズウイルス（HIV）やハンセン病が日常生活の接触で感染することはありません。患者・回復者とその家族らが偏見や差別で苦しむことのないように、正しい知識を持ちましょう。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族への偏見や差別は根強く、社会復帰を困難なものにしています。これらの人の社会復帰には本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域の理解と協力が必要です。罪を償った人が円滑な社会生活を営めるよう、地域で支えましょう。

インターネットによる人権侵害

プライバシーの侵害、ヘイトスピーチ、部落差別を助長する発言などの他、近年では児童ポルノや自殺の誘いなどの有害情報も問題となっており、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例が増えています。モラルを意識した正しい利用を心がけ、人権侵害をなくしていきましょう。

北朝鮮当局に 拉致された被害者等

拉致問題は我が国の喫緊の国民的課題です。この問題の解決を図る事は、国際社会が取り組むべき課題であると同時に、私たち一人ひとりもこの問題に関心を持ち、自分自身の問題として認識を深めていく事が大切です。

その他の人権課題

ホームレス、性的指向、性自認、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題など、さまざまな立場の人の人権に目を向けましょう。地域社会が協力して人権を侵す行為を許さない意識を広め、偏見や差別をなくして、誰もが健康で文化的な生活が営める社会にしましょう。

困った事や人権侵害を見かけたら

人権相談窓口

検索



みんなの人権110番
(全国共通人権相談ダイヤル)
ゼロゼロみんなの110ばん
0570-003-110

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113>
法務省の人権擁護機関では、人権相談を電話やインターネットで受け付けています。



女性の人権ホットライン (全国共通)
ゼロナゼロのハートライン
0570-070-810

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108>
女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。



総合労働相談センター
(各都道府県労働局)

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

職場のトラブルに関するご相談や、解決のための情報提供をワンストップで行っています。



よりそい Hotline
ツナグ ササエル
0120-279-338

<https://www.since2011.net/yorisoi/>
セクシュアル・マイノリティの専門回線があり、家族や友人の方々の相談も受け付けています。

児童相談所全国共通ダイヤル

いちはやく

189

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。



外国人のための人権相談

0570-090-911

英語



中国語

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21>

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語のリーフレットもダウンロードできます。

知っていますかこのマーク？



**人権擁護活動
シンボルマーク**

法務省が制定した人権擁護活動を効果的に推進するためのマークです。



**障害者のための
国際シンボルマーク**

障害のある人が利用できる建物、施設であることを表す世界共通マークです。



**盲人のための
国際シンボルマーク**

視覚障害のある人の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備等に付きます。



身体障害者標識

肢体不自由を理由に免許に条件を付されている人が車に表示します。



耳マーク

耳が聞こえない、聞こえにくいといった聴覚障害を表すマークです。



ハートプラスマーク

外見からはわかりにくい「身体内部に障害がある人」を表しています。



聴覚障害者標識

聴覚障害を理由に免許に条件を付されている人が車に表示します。



ほじょ犬マーク

ほじょ犬同伴の入場を受け容れている施設やお店に貼られています。



ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている人が、それを知らせるためのマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人のための設備があるマークです。



マタニティマーク

妊娠していることを周囲に知らせるためのマークです。



**女性への暴力根絶の
ためのシンボルマーク**

女性に対する暴力の社会認識を深めていくためのシンボルマークです。